

神久呂の園(予防)短期入所生活介護利用料金一覧表

令和6年 8月 1日～

《 多床室 》

介護負担割合1割

ご契約者の要支援及び要介護度と サービス利用単位 (1日あたり)	要支援 1 451単位	要支援 2 561単位	要介護 1 603単位	要介護 2 672単位	要介護 3 745単位	要介護 4 815単位	要介護 5 884単位
1 機能訓練体制加算	1日12単位						
2 サービス提供体制強化加算 II	1日18単位						
3 送迎加算	片道184単位 (※希望者のみ)						
4 療養食加算	1回8単位 (※希望者のみ)						
5 若年性認知症利用者受入加算	1日120単位 (※希望者のみ)						
6 夜勤職員配置加算 III	1日15単位						
7 看護体制加算 II	1日8単位						
8 看護体制加算 I	1日4単位						
9 緊急短期入所受入加算	1日90単位(※受入対応時のみ)						
10 短期生活長期利用者提供減算	1日▲30単位(※受入対応時のみ)						

11 介護職員等処遇改善加算 I	総単位数 × 0.14
------------------	-------------

- ・介護予防短期入所生活介護については、上記の6.7.8.9.10を除きます
- ・浜松市は地域区分が「7級地」であるため、上記の単位数に10.17を乗じた金額の内、介護保険負担割合に応じた額をお支払いいただきます。

《 食事費用・滞在費 》

食事費用	第1段階	300円	第2段階	600円	
	第3段階①	1,000円	第3段階②	1,300円	第4段階
滞在費	第1段階	0円	第2段階	430円	
	第3段階①	430円	第3段階②	430円	第4段階

(食事費用の内訳 朝食 350円 昼食 590円 夕食 535円)

(参考) 利用者負担各段階の対象者の要件			
利用者負担段階	対 象 者		
	所得の状況	預貯金額 (夫婦の場合)	
第1段階	生活保護受給者		
第2段階	住民税非課税世帯全員が	老齢福祉年金受給者	1000万円 (2000万円) 以下
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	650万円 (1650万円) 以下
第3段階①	住民税非課税世帯全員が	合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円～120万円以下の方	550万円 (1550万円) 以下
第3段階②		合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	500万円 (1500万円) 以下
第4段階	住民税課税世帯		

※利用者負担段階については、浜松市役所介護保険課給付管理グループにお問い合わせください。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

料金早見表（要介護1）の場合

R6.8.1～

一日あたり介護料金

要介護1	加算合計	150単位（153円）
603単位	機能訓練体制加算	12単位
(614円)	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位
	夜勤職員配置加算Ⅲ	15単位
	看護体制加算Ⅰ	4単位
	看護体制加算Ⅱ	8単位
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ 総単位×0.14	93単位

1日あたり利用料金

サービス利用単価	[基本614円 + 加算153円 = 767円]（介護保険1割負担）
滞在費	915円
食事費用	朝食 350円 昼食（おやつ込み） 590円 夕食 535円

入所日10：00頃～退所日16：30頃の設定

1泊2日利用の場合

3泊4日利用の場合

サービス利用単価2日	1,534円	サービス利用単価4日	3,068円
滞在費 2日	1,830円	滞在費 4日	3,660円
朝食 1回	350円	朝食 3回	1,050円
昼食 2回	1,180円	昼食 4回	2,360円
夕食 1回	535円	夕食 3回	1,605円
合計	5,429円	合計	11,743円

送迎希望時は片道184単位 + 26単位（214円）

往復送迎希望	428円	往復送迎希望	428円
合計	5,857円	合計	12,171円

※浜松市は地域区分が「7級地」である為10.17円に単位数を乗じた金額の一割負担となります。

要介護1の（4段階）利用者の設定で概算です。

一日あたり要介護2で81円程、要介護3で165円程上がります。